

「市長と語る まちづくり」実施要領

(目的)

第1条 市長自らが開催する「市長と語る まちづくり」(以下「懇談会」という。)において、市民からまちづくりに対する思いや将来展望についての提言や意見を広く聴取することにより、市民との協働によるまちづくりを推進し、市政運営に活かしていくことを目的とする。

(実施)

第2条 懇談会は、市が指定するテーマに沿って、市民活動を行う団体等と市長が直接対話の形式で実施する。

2 懇談会の参加者は、10人程度とする。

(対象)

第3条 対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するグループ、法人その他の団体とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する団体であること。

ア 市民で構成される団体

イ 市内で活動を行っている団体

(2) 概ね5人以上で構成されている団体であること。

(3) 当該年度内に懇談会に参加していない団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

(1) 苦情、要望等が主たる目的となるおそれがあるとき。

(2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがあるとき。

(3) 特定の団体に特別の利益又は不利益となるおそれがあるとき。

(4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれがあるとき。

(5) 市長が懇談会の目的に適さないと判断したとき。

(実施の日時等)

第4条 開催日時は、原則として平日とし、懇談時間は90分以内とする。

(実施の場所)

第5条 開催場所は、市の施設とする。

(公募の方法)

第7条 懇談会の参加団体は、広報紙、市ホームページ等を通して募集する。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、別に指名することができる。

2 参加を希望する団体は、申込書に必要事項を記入し提出するものとする。

(公開・公表)

第8条 懇談会は、原則として公開とし、懇談の様子は写真撮影、録音等を含めて記録を取り、その概要を市ホームページ等で公表する。

2 参加団体自らが、内容の録音、録画等を希望する場合は、事前に市民の声を聞く課に相談するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 申込団体の個人情報は、懇談会に係る事務にのみ使用する。

(庶務)

第10条 懇談会に関する庶務は、市民の声を聞く課において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。